

令和3年9月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年9月17日(金) 午前8時58分～9時55分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
10番	宮本 賢一	11番	吉田 宏明
12番	喜田 清己	13番	吉田 昌治
14番	川田 一博	15番	原 武信
16番	竹内 博文	17番	三木 洋一
18番	石井 淑雄		

#### 欠席委員

9番 中村 康男(会長)

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田 畑	11,493 988	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	916	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	10件	田 畑	2,781 1,820	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	2件	田 畑	638 141	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	18件	田 畑	20,844 15,573	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	5件			
第9号議案	坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議	1件			
報告第1号	合意解約	1件	田 畑	919	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和3年9月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より9月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計43件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、中村会長からは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 3番 猪熊委員さんと4番 三野委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、11番 吉田宏明委員さん、12番 喜田委員さん、13番 吉田昌治委員さんと私で、9月16日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 988㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 674㎡ 外3筆 計2,719㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 505㎡ 外1筆 計954㎡【議案読み上げ】

本件は第6号議案18番と関連しています。

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本申請地では下限面積を満たさないため、利用権設定を同時に申請しています。

作付予定作物は水稻で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 731㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻で、自家消費を目的としています。

5番、・・・、面積 326㎡外7筆 計5,985㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

6 番、・・・、面積 327 m<sup>2</sup>外 2 筆 計 1,104 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

本日の案件 6 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件のうち、1 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

次に、2 番から 6 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

5 番の申請者は親子ですか。

事務局書記

5 番の申請者お二人は親子です。

猪熊委員

3 番の譲渡人は私と同世代でたくさん農業経営していましたが、今回売却するというのは、どうしたのでしょうか。

梶野委員

野菜作りはできるのですが、稲作はもうできず、ここは水田なので、手放すようです。

会長職務代理

他にありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件につき

まして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積516㎡外1筆 計916㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由 現在経営しているアパートが満室であり、この地区でアパートの需要があるため、安定した家賃収入を長期に渡って得ることができることから、計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件を議題に供します。

なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、11番 吉田宏明委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積967㎡ 外2筆 合計1,047㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。  
以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま吉田宏明委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。  
4番につきましては、先ほどの吉田委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 112 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地拡張

申請理由 現在の住宅敷地は、駐車スペースが不足しており来客時等に困っています。申請地は、自宅に隣接しており、宅地の拡張を計画したところ所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 申請地は、登記が雑種地ですが現況が畑として農家台帳に登録されているので、転用許可が必要になります。

2番、・・・、面積 669 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 3区画

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。申請地は学校やスーパーマーケット等から近く、市道に面して生活の利便性がよいことから、今後も住宅の需要が見込めると判断し、本申請の3区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が第2種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 164 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 宅地拡張

申請理由 申請地は、昭和58年頃から造成し庭として使用されてきました。

譲渡人と譲受人は、従妹の関係であり譲受人が申請地を管理してきましたが、無断転用であったため、その解消を図るものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

5番、・・・、面積 42 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 527 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

6番、・・・、面積 284 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅拡張

申請理由 譲受人は、現在、祖父と居住しておりますが、祖父の地元で生活することを計画しました。今後の祖父の介護等を考慮したところ、申請地には広めの住宅があり最適と判断し、転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

7番、・・・、面積 53 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 307 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 特定建築条件付き売買予定地

申請理由 譲受人は、不動産業を営んでおります。今回、川津町で需要が見込まれる土地を探していたところ、小学校にも近くて周辺の宅地化が進んでいる申請地は、早期の販売が見込めると判断し転用申請を計画。用地取得の目途がたったため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 312 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】



無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、アパートに居住しておりますが、結婚を機会に住宅建築を計画したところ、父が所有する実家近くの申請地で話がまとまり、転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

9番、・・・、面積 796 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 店舗

申請理由 譲受人は、販売小売業に従事しており、今回、独立を計画しました。申請地は、県道に面しており、国道からも近く各方面からのアクセスが良いため、土地所有者と交渉したところ、用地取得の見込みがたったので、雑貨販売の店舗用地として転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

10番、・・・、面積 383 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、現在徳島市で勤務しています。勤務先が、本社のある坂出市に変更となることから住宅の建築を計画。申請地は、駅からも近くて住環境が良く所有者との交渉もまとまったことから、申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

竹内委員

2番の案件の譲受人は東京の業者さんですが、なぜ坂出市の農地を分譲地に選んだのでしょうか。譲渡人と関係があるのでしょうか。

事務局長補佐           なぜここを選んだかということでしょうか。そこまでの事情はわかりませんが、高松に営業所があります。

各委員                   (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理           特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

                              続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

                              なお、第4号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、1番を喜田委員さん、2番を吉田昌治委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

喜田委員                 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

                              1番、・・・、面積56㎡【議案読み上げ】

                              申請理由 申請地は山林と池に挟まれた斜面であり、20年以上耕作しておらず、現在山林化し農地への再生が困難なため。

                              申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい吉田農業委員さんからの証明書の添付もあります。

                              昨日の現地調査にて、申請理由のとおりだと確認いたしました。

                              以上です。

吉田委員                 続きまして、「非農地証明願」2番の現地調査報告をさせていただきます。

                              2番、・・・、面積85㎡ 外1筆 合計723㎡ 【議案読み上げ】

                              申請理由 もともとは果樹園であったが、20年以上耕作しておらず、現在山林原野化し農地への再生が困難なため。

                              申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい吉田農業委員さんからの20年以上耕作していないことの証明書の添付もあります。

                              以上です。

会長職務代理           ありがとうございました。

                              ただいま喜田委員さん、吉田昌治委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長             第4号議案「非農地証明願」2件については、先ほどの喜田委員さん、吉田委員さんのご説明どおりです。よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理           ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員                 これについては、特にありませんが、これからこのような案件がたくさん出てくる

と思います。道がないから、借り手もない。今から20年も経てば、山林状態になってしまうので、危惧しています。対処方法はないのでしょうか。

三木委員

20年以上耕作していないという証明のことについてなんですけども、農業委員に証明してほしいと度々依頼が来ます。実際のところ、20年以上前から耕作していないかどうか知らない農地もあります。僕は過去の航空写真を見て自分で判断できれば証明していますが、事務局ではどう考えていますか。

事務局次長

20年以上耕作していないという証明のことについて、事務局としては、20年前から知っている方に証明をお願いしますと説明しております。なので、隣を耕作している方とか、近隣に住まれている方をお願いする場合もあれば、そういう方が見つからない場合は農業委員さんをお願いされていると聞いています。

確認できないというような場合であれば、もうその証明は断っていただいてもいいと思います。

三木委員

自分が判断できない場合でも、現状が山林になっているからと農業委員が証明してよいのか、と思います。

山下委員

今の意見に異論があるのですが、農業委員会は管轄の農業委員に、その農地について現地調査をしてくれと指示をしていいと思います。その報告によって判断するべきだと思います。

三木委員

現在山林化してしまっている、初めて見た土地を10年前に耕作をやめたか、20年前なのかはわからない。安易に証明すべきではないかという提案です。

会長職務代理

年数ではなく、山林化しているかどうかの問題ではないでしょうか。

三木委員

20年以上耕作していないという証明です。

以前、競売物件で耕作をやめて15年しか経っていないので、申請却下になりました。他の資料をみてもわからない場合は農業委員が証明せず、近隣の方がすればいいのではないのでしょうか。

会長職務代理

周りの農業者の話も聞きながら証明するので問題ないと思いますが。

宮本委員

山を開墾して畑にしたところなんかは、現在山林化しているところはたくさんあります。20年という基準は何でしょうか。

三木委員

非農地証明の判断で、20年以上耕作していないというのを基準として農業委員会は処理しています。

梶野委員

20年というのは前提としてある。

木下委員                    その基準は変えられないのでしょうか。

梶野委員                    三木さんの言われるとおりで、20年以上の証明は難しいので、大原さんが言われたように、周りの人と確認したうえで農業委員さんに相談して認める、認めないにした方がいいのではないのでしょうか。

事務局長補佐                非農地証明の事務処理要領に20年以上耕作していないというのが入っています。その証明ですが、地元の古老の方の事情を知っている方の証明を添付してください、となっています。農業委員さんとしては依頼があった時は、周辺の方に聞いていただいて条件に合致すると思われた時は証明書を出していただきたいと思います。聴き取りしても疑義がある場合、証明は難しいと思いますが、聴き取りはしていただきたい。

事務局長                    一定の期限として20年以上と定められているのは致し方ないところありませんが、書面で日付が入っているわけではないので、19年前なのか21年前かというの証明するのは難しいところがあると思います。おそらく周りのお話を聞いたり、航空写真を確認したりして、航空写真につきましては税務課の方に20年前の航空写真もありますので、我々も見ることができますのでそういった確認はできると思います。ある程度推測で、20年ぐらい経っているであろう、厳密に20年以上間違いないとはなかなか言いにくいですが、ある程度推測の上で20年以上経っているだろうと証明していただくのはやむを得ないかなと思いますけれども、三木委員さんのおっしゃるように、安易な証明はすべきではないと思います。

山下委員                    僕は、現状としてはやっぱり、申請人が何のために申請しているのか、本人が、どうしても20年以上経っているのでその証明してくれと言う場合は、やはりその人の便宜を図ってあげる。我々農業委員は、そのくらいの気持ちはなくてはいけないと思う。

会長職務代理                私も思います、農業者は弱者なんです。これは杓子定規に、1か2か、1足す1は2という話ではあんまりです。人間がやっていることです。これはおっしゃる通りです。よろしいですか。他にありませんか。

各委員                      (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理                特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」18件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記                    それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」18件についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が11件、再設定が7件で、そのうち農地機構

を通じた貸借が15件となっております。

以上、農用地利用集積計画書18件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。  
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」18件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」18件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続きまして今月は農政部門の議案が6件出ております。  
まず、第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回5件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。  
申請の概要を12、13ページにまとめており、14ページから28ページまでが申請書の写しとなっております。  
(議案に基づき説明)  
・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」5件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思っております。  
続きまして、第9号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が1件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。  
計画変更の概要を29ページに記載しており、30ページから32ページまでが総

括表等の資料となっております。

1 番、・・・、面積 11 m<sup>2</sup> 申請目的 非農家の自己住宅にかかる宅地拡張  
(議案に基づき説明)  
・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第 9 号議案「農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

梶野委員 これは林田の案件で、現地に見に行きましたら、家と家との進入路ということで、明らかに何年も前から農用地として使っていないことはわかりましたので、土地改良区で同意をしました。問題ないかと思えます。

各委員 < 質疑応答 >  
【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 9 号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請 1 件について、除外はやむを得ないものとして、坂出市に回答をすることと致します。  
以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。  
続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」1 件についてです。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」1 件についてご説明いたします。  
1 番、・・・、面積 919 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 耕作目的  
備考 利用権 使用貸借権の解消  
以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」1 件について、なにかご質問はありませんか。  
これは解約後、どうする予定でしょうか。

事務局書記 貸付人の方ご自身が耕作するときいております。

各委員 (委員による確認)  
【なし】 の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」1 件を受理し、処理してまいります。  
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これもちまして 9月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時55分終了